

2016年4月15日

島根県教育委員会

教育長 鴨木 朗 様

日本共産党島根県議団

団長 尾村利成

幹事長 大国陽介

日本民主青年同盟島根県委員会

委員長 村上万里

高校生の政治的諸権利の保障を求める申し入れ

2015年10月29日、文部科学省は、18歳選挙権の実施に向けて、高校生の政治的活動を全面禁止してきた1969年通知を廃止し、新たな通知を発出しました。

しかし、新通知でも、高校生の政治的活動に関して、「生徒が国家・社会の形成に主体的に参画していくことが一層期待される」とした上で「生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受ける」と高校生の政治的活動に制限を課しています。

この新通知を受け、一部の都道府県教育委員会や学校において、生徒の政治活動を届け出制や許可制にしようとする動きが報じられています。

届け出制や許可制になれば、ある政党の街頭演説を聞くことさえ事前に届け出て許可を得ることが必要になる可能性があり、届け出制は、憲法の保障する内心の自由を侵す重大なる憲法違反となりかねません。生徒が国家・社会の形成者として必要な資質を養う上でも、政治的諸権利を保障することは必要不可欠です。

今、必要なことは、生徒も教師も自由闊達に政治や社会の問題を語り合える環境を保障することです。

以上の立場から、下記事項を申し入れます。

記

1. 憲法や子どもの権利条約に基づき、生徒の基本的な人権を守り、保障すること
2. 政治について、高校生が自由に語り行動できることを最大限保障すること。届け出制や許可制など規制や制限を行わないこと
3. 教員に、専門職として「教育の自由」を保障すること。教材を含め、教育内容について教員の裁量を保障し、政治を自由に語り合える環境を保障すること